

第 1 章 『武蔵野市第二期基本構想』

今回策定する昭和 60 年度を初年度とする武蔵野市第二期長期計画第一次調整計画（昭和 60～65 年度）は、昭和 56 年に市民参加のもとで策定され、地方自治法第 2 条第 5 項の規定にもとづき、昭和 56 年 2 月 27 日市議会の議決を経た『武蔵野市第二期基本構想』にもとづくものである。

第一次調整計画の策定にあたり、『第二期基本構想』をあらためて確認するため、『第二期基本構想』の概略を次に述べておく。

1. 『第二期基本構想』の体系

(1) 『第二期基本構想』の計画期間

『第二期基本構想』は、昭和 56～67 年度の 12 年を計画期間とする。

(2) 『第二期長期計画』の構成

『第二期基本構想』のもとでの『第二期長期計画』は、12 年の計画期間の前半 6 年について実行計画を策定し、後半 6 年については展望計画を示すにとどめ、ローリングで策定される第一次および第二次の『調整計画』で、順次実行計画の調整と延長を行う方法をとる。

計画ローリング・スケジュール

昭和 54年	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
1979年	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94
						← 長期計画 (12 年) →									
		6 年			6 年										
◎ 策定期間		実行計画			展望計画										
市政選挙						6 年									
					◎ 策定期間	第一次調整計画									
			市政選挙							6 年					
								◎ 策定期間	第二次調整計画						
														◎ 策定期間	第三期長期計画
														市政選挙	

(3) ローリング周期と『調整計画』の計画期間

『第二期基本構想』のもとでの『第二期長期計画』の実行計画部分の計画の調整は、4年ごとに行い、『調整計画』の計画期間を6年とする。

2. 『第二期長期計画』と財政計画

自治体計画は財政計画の裏付けをえて、はじめてその実効性を保障される。

そこで、この『第二期基本構想』にもとづいて、『第二期長期計画』の前期6年の実行計画を策定するとき、ならびに将来第一次および第二次の『調整計画』を策定するときには、財政計画の確実な裏付けをしなければならない。

自治体の歳入歳出には、外的要因に左右される不可測性が大きく、その長期的な見通しを立てることは、一般にきわめて困難である。

しかし、この武蔵野市は、幸いにも地方交付税の不交付団体であり、法人税に依存する度合が低く、また住民税収入が、経済の景気変動の振幅に比較的左右されないことなどから、財政計画を自主的に策定しやすい条件をそなえている。

これは本市の強味であるが、それだけ財政運営の自己責任は大きいともいえるので、堅実な財政計画の策定が計画的市政運営の大前提であることを再確認したい。

3. 『第二期基本構想』の7原則

『第一期基本構想』では、市民自治の原則をもってこの構想の「原理」とであると宣言していた。だが、『第一期基本構想』が市民自治の具体的方策として語っていたものはさしあたって市政への市民参加であった。

けれども、その後の武蔵野市では、コミュニティ構想が具体化した。市民がまちをよくするために行うさまざまな自主活動が増えた。ボランティアの輪もひろがった。こうした市民活動の発展を前にして、市民自治の観念には新しい意味が与えられなければならないと考える。

新しい「市民のふるさと」づくりは、市政だけが取り組む課題ではない。

市民自治とは、市民が市政に参加し市政を介してまちをよくすることだけではない。市民自治は市民参加をつつみ込んだもっと広い理念である。それは、私たち武

蔵野市民が日常生活のあらゆる時と場所で実践する新しい「市民のふるさと」づくりのすべてを意味する。

自治体計画は市政の指針であると同時に市民の活動の指針であるべきではないか。少なくともこの武蔵野市の計画は「市民参加の計画」から「市民自治の計画」へ、あるいは「市政の計画」から「市民の計画」へと脱皮し成長したい。

私たち武蔵野市民はこのような基本理念に立って、『第二期基本構想』の基本原則を次のように定める。

(1) 市民自治の原則

この原則こそ、武蔵野市の理念であり根本原則である。計画の策定と実現はつねに、市民参加をいっそう発展させ、情報の公開と交流を進め、市民運動、コミュニティ活動を活発にしていくようなものでなければならない。

(2) 計画的市政運営の原則

計画的な行財政運営は自治体の自主自立を保ち、市民自治の責任を全うする基本手段である。そして、これこそ『第一期基本構想』から忠実に継承すべき遺産である。計画は市民の生活感覚と職員の経験技術をいかし、合理的かつ重点的な政策体系を形成しなければならない。

(3) 地域環境保全の原則

新しい「市民のふるさと」づくりは、市民の生活感覚および生活ルールと調和するものでなければならない。ことに、従来からの閑静な住宅地の性格と、副々都心化していく動向との調和をはかること、これがこれからの大きな課題である。そこで、計画は公私の開発、再開発行為に対する適切な規制・指導・誘導の方針を含むものでなければならない。

(4) 市民福祉向上の原則

福祉の向上は全市民のねがいであり、連帯は市民の責務である。市政の任務は全市民に健康で文化的な生活を維持するに足る最低基準を保障し、これを計画的に向上させていくことである。そこで計画はサービスの公平と負担の公平の双方に配慮しながら、多種多様な市民が「ともに生きる」コミュニティを形成するようなものでなければならない。

(5) 市民文化創造の原則

日常的な生活維持をこえた文化的な営みは市民が自由に個性的に追求するものである。市政の任務は、市民文化の発展を妨げないようにみずからの文化性をたかめることと、文化活動の拠点施設を整備することである。そこで計画は新しい市民文化の創造をめざすものでなければならない。

(6) 広域協力の原則

経済効率だけを重視した広域大型施設を礼讃する時代は終わった。むしろ、地域内の問題は地域内で解決することをめざす適正技術など新たな手法への関心がかままっている。だが、武蔵野市は大東京圏のなかの小さな一角にすぎず、上下水道、防災をはじめ多くの都市機能を都ならびに近隣自治体に依存している。そこで計画は必要に応じて、自主的な広域協力を進め、都に対してはその積極的な役割遂行を求めていくものでなければならない。

(7) 自治権拡充の原則

市民自治の原則と計画的市政運営の原則を貫くには自治権のいっそうの拡充が必要である。そこで計画は現に与えられているかぎりの自治権を最大限に活用し、個性的な自治を実践することを通して、地方分権体制を築きあげるものでなければならない。

4. 『第二期基本構想』の6方針

(1) 15万人のまち・個性豊かな3つの圏域を形成しよう

この構想では、武蔵野市の将来人口の上限値を15万人とし、人口増は政策的に極力抑制する方針をとる。

吉祥寺圏は「小規模ながら高密度の商業センター」という性格を形成しているので、中央圏は「緑豊かな公共(行政)センター」の性格を強め、武蔵境圏については、「国際色豊かな青年学生のまち、学術保養センター」の性格をつくり出していくことに努める。

副々都心的な機能は3圏域の性格に合わせて分散し、全体として「閑静な住宅地」と両立した一つの副々都心となる方向をめざす。

(2) 広域協力と機能分担を見直そう

武蔵野市が中央線沿線都市群のなかで担う機能を長期的に見定め、近隣諸市との広域協力は必要性に応じて再編成していく。

都との関係では水道都営一元化の是非を真剣に検討するとともに、都が多摩地域の市町村に対して県としての役割をより積極的にはたすことを強く求めている。

(3) 用地を確保し土地利用を適正なものにしよう

武蔵野市にとっては、公共公益施設用地の取得難が財政条件以上に厳しいネックであるため、公有地の先行取得を何にもまして優先する。

地区計画手法の活用または独自のコミュニティ環境計画の作成について検討する。

コミュニティ施設を併設した近隣商業地域の再編成を構想する。

(4) コミュニティセンターづくりからコミュニティづくりに進もう

コミュニティセンターの利用基準については再検討を求めながら、コミュニティ構想の完成に努め、合わせて自主的で多様な地域協定の締結など、広い意味でのコミュニティ活動を促進する。

学童クラブは小学校通学区単位に設置することとし、小学校の校舎内または校地内に併設する方向をめざす。

(5) 情報の公開と市民参加の発展をはかろう

市政資料室の拡充、市出版物資料コーナーおよび広報誌自由配布コーナーの設置など情報の交流を進める。

財政コスト指標の開発、白書の定期的作成、教育委員会報の発刊、市労使の団体交渉の論点の公表など情報の公開を推進する。

市民委員会については新設改廃を行うとともに、専門家市民のワーキンググループ、職員のプロジェクチームとの分担と連携を工夫していく。

(6) 活力のある柔軟な行政を築こう

人員配置と機構の再編成を徹底し職員増を極力抑制するとともに、公社、財団法人等への委託方式を活用する。

職員研修を充実し、職員参加をたかめ住民サービスの向上に努める。

市政の効率化・科学化のために統計報告等を整理再編するとともに電算機を導入する。

5. 豊かな市民生活を実現する施策の体系

シビル・ミニマムの保障は市民の権利であり、自治体の義務である。武蔵野市は、このシビル・ミニマムの向上をめざして、「地域環境保全の原則」に対応した環境計画、「市民文化創造の原則」に対応した文教計画、「市民福祉向上の原則」に対応した福祉計画の3部門計画を確立する。そして、いずれの部門計画においても「ものづくり」から「しくみづくり」に力点を移していく。

6. 『第二期基本構想』の重点施策

総花的行政をさけ効率的な市政を推進するために、以下の5つの優先事業と3つの検討課題をこの構想の重点施策とする。

(1) 5つの優先事業

- ① 市民防災計画の策定
- ② 廃棄物処理システムの整備
- ③ 中央文化ゾーンの創造
- ④ 市民施設の新ネットワークの形成
- ⑤ 武蔵境駅周辺再開発の推進

(2) 3つの検討課題

- ① 行政の文化化、市民文化の創造
- ② 市民の健康管理と市民スポーツの振興
- ③ 高齢化社会への対応

＜注＞ ここに掲載した基本構想は、昭和56年に策定された「武蔵野市第二期基本構想」から抜粋したものであり、この第一次調整計画策定時点では、実施中やすでに実施された施策のあることをお断りしておく。

第2章 第一次調整計画の体系と方針

—これまでの決算と新しい出発の調整計画—

武蔵野市では、昭和46年に第一期長期計画を市民参加で策定して以来、計画にそって市政運営を行ってきた。

第一期長期計画は、その計画期間を10年間と定め、その間2回の調整を行った。

第二期長期計画は、その計画期間を昭和56年度から67年度までと12年間に変更した。その理由は、第1に長期計画の実行計画部分のローリングの周期を規則的にするためであり、第2には市政選挙と計画のローリングが、同年度に重なる事態をさけるためであった。

今回の作業は、この第二期長期計画に定められているローリング方式に従って第1回目の調整計画を策定すること、もっと具体的にいえば、昭和60～65年度分の実行計画を策定するものである。したがって、この調整計画では、当然のことながら、第二期基本構想はそのまま継承され、この調整計画も、「平和・自治・文化の武蔵野、新しい市民のふるさとづくり」の基本目標に接近するためのプログラムである。この第一次調整計画の第1章に第二期基本構想の抜粋を収録しているのは、この点を明確にするためである。

ところで、第一期長期計画の10年間といい、第二期長期計画の12年間といい、近ごろのように社会情勢の変化の激しい時代にあっては、ある意味では非常に長い期間である。当然、その間には、計画策定時に予測しえなかったような新しい事態の出現がありうる。また、まちの変貌、市政の進展によって市民生活上の重点的な課題が変わり、市政運営の方針もこれに合わせていかなければならない。そうした新しい事態に対応して、長期計画が実効性を失わないようにするためにこそ、調整計画が一定の期間をおいて策定されるわけである。

このような観点に立って考えるとき、今回の第一次調整計画において特に留意すべき変化と、市政運営にあたっての方針として列挙すべきものは、以下の10項目であろう。

第1点は、昭和58年4月の選挙における市長の交代である。

この選挙では、争点となった市職員の高額退職金問題が端的に示すように、市民感覚にそぐわない従前よりの行財政運営が厳しく指摘された。これをうけて、行財政点検委員会が設置され、行財政運営の全般について、納税者の視点からの見直しが行われた。その中間答申は昭和59年1月20日、最終答申は昭和59年7月16日に市長に提出されている。これらの答申において、同委員会は、効率的な行財政体制の確立、行政機構の膨張的体質の転換、市政の公平性の確保、職員の士気の高揚と活力ある市政の確立、という基本的視点を示し、また給与と服務規律の改革、市税等収納率の向上、人件費の抑制、一般行政経費の節減、事務事業の見直し、受益者負担および料金の適正化について具体的に提言している。

健全な行財政運営を維持して、市民の信頼を回復していくことは、当面の市政にとってまさに最重要の課題である。そしてそのためには、今後いっそうの行財政運営における自己規律と効率化の努力が要請されている。したがって、この調整計画においては、行財政改革とか庁内態勢の確立に関連することについてあらためて言及することはしないが、この調整計画期間中に、先の行財政点検委員会の答申を踏まえて、行財政運営の改善を着実に実行していかなければならない。

第2点は、財政的見通しの変化である。

すでに第二期長期計画策定当時から市財政は、低成長期に入っていたが、その後も税収入の伸び率は好転するどころか、いっそうの低減の傾向をみせ、現長期計画策定時に見込まれていた2けた台の市税の伸び率は、現在に至って10%を割って、ついに1けた台に落ち込んでしまった。市財政はなお健全な状態を維持しているけれども、それは従来ほど余裕のあるものではなくなってきている。

また、国財政の再建措置の一環として地方財政への負担転嫁が進められ、東京都の事務事業の市町村への移管も進められている。これらの措置のなかには、自治体の立場、市町村の立場からすれば到底容認しがたいものも少なくないが、これがまた今後の市財政を圧迫していく大きな要因となろう。

さらに、市民の重税感には切実なものがあり、市民のなかには、サービスの膨張を

抑えてでも税負担の軽減をはかるべきだとする意見すらあるので、都市計画税率についても慎重な配慮を加えざるをえない。

このような従来に比べれば、誠に厳しい財政状況のもとで市民福祉の向上をはかっていくためには、前記のとおり行財政運営の効率化を進め、特に人件費を中心とする経常的経費の節減に努めていかなければならない。

なお、国の行財政と地方の行財政との健全な関係を再確立することは、今後の日本の地方自治にとっての重要な課題である。この点については、今後とも自治権の拡充をめざして、他の自治体とも連帯して国に働きかけていく。

第3点は、人口の年齢構成の変化である。

武蔵野市では、第一期長期計画以来の人口抑制方針が有効に働いて、市の人口はほぼ13万5千人と一定に保たれている。しかし、その年齢構成には変化が起きつつある。すなわち、若年人口が減って、高齢者が人口に占める割合が増えてきている。

かかる現実の動きをみると、これからの武蔵野市における重要課題として高齢者対策、老後福祉の問題が浮かび上がってくる。したがって、現行の福祉体系を見直して、バランスのとれた福祉基本計画を確立していく。

第4点は、市民参加方式の継承と発展の必要性である。

武蔵野市では、従来より市民の英知を市政に反映させる手法として、市民委員会の設置、市民会議の開催などを行ってきた。しかし、近年市政が直面する課題の多様化、複雑化によって、従来タイプの市民委員会に加えて、クリーンセンター建設特別市民委員会、クリーンセンター・まちづくり委員会、境・北口まちづくり市民委員会などにみられるように、特定の施設、地域を対象としたり、委員会を構成する委員数が必ずしも一定でなかったり、委員のうちに市民（在住・在勤）以外の専門家を加えるなど、市民委員会方式も多様化してきている。

そこで、今後は、問題によっては市職員や市外の専門家を加えた新しい型の委員会を設置すること、あるいは広聴活動を活発化する方策なども含めて、市民参加方式を柔軟に多様化しながらその拡充をはかっていくことにする。

従来タイプの市民委員会としては、当面は緑化・環境問題市民委員会、国際交流市民委員会などの設置を検討していく。

第5点は、情報公開の拡充の必要性である。

情報公開は市民の市政に関する関心をたかめ、積極的な市民参加を促すのに有効な措置である。

そこで、武蔵野市は従前より広報の充実、地域生活環境指標の作成、市政資料コーナーの設置など広義の情報公開に努めてきたところであるが、情報公開をさらにいっそう拡充していくために、第二期長期計画に定めているとおり、職員の給与問題など労使の団体交渉事項の公表を行い、財政コスト指標の開発・公表を進めるとともに、新たに市民に情報開示請求権を認める狭義の情報公開制度を確立する必要がある。ただし、狭義の情報公開制度については、知る権利とともに個人のプライバシーへの配慮が要請されるほか、OA化の推進なども含めて文書管理を抜本的に改善することが大前提となる。この点については、情報公開懇談会がすでに発足しているので、その検討結果をまっけて具体化していく。

第6点は、高度情報化社会への進行である。

高度情報化社会は、われわれの生活を個人のレベルから根本的に変える可能性をもっており、市政もこれに大きな関心を払い続けていく必要がある。ちょうど調整計画策定期間中に電子計算機の導入が実現し、また、INSの実験がなされていることは象徴的である。

わが国では、ニューメディアの利用はハードウェア（機器）の開発が、それも民間主体で、ソフトウェア（内容）の充実に先行しているのが現況である。こうした状況を踏まえて、武蔵野市としては、ソフトウェアを第一に考えるべきである。その意味で、CATV調査・研究プロジェクトチームも述べているように、ハードウェアに関する情報収集・分析は怠るべきではないが、実際の機器の導入に際しては機器を十分使いきりだけのプログラム作成能力があるかどうかを勘案し、かけた費用に対して、それに見合う効果が期待できるか否かを慎重に判断すべきである。

ところで武蔵野市にとってソフトウェアの重視とは何を意味するのであろうか。それは市民の要求をその必要性や緊急度といったさまざまな観点から分析・把握し、行政としてとるべき施策決定の原点に据えることに他ならない。いかに公共サービスを向上するか、その模索から出発することである。行政ニーズの顕在化をまつばかりでなく、積極的に問いかけ、データを適切に分析して施策に反映させ、またアウトプットをわかりやすく表現して市民に投げ返すべきである。この努力をしっかりと軸にすることによってはじめてニューメディアの活用がある。したがって、ニューメディアの導入は、第10点で述べる公共施設の活用や、あるいは福祉サービスの向上には特に有効であろう。

市庁内の電子計算機運営組織の活動は、当面、第二期長期計画および行財政点検委員会答申に従い、事務の効率化に集中するが、その達成にともなって漸次電子計算機によるサービスの拡大、およびコミュニケーション手段の活用を検討していくことにする。

第7点は、公共投資による都市基盤整備の推進である。

武蔵野市においては、道路の舗装、下水道の管渠（かんきょ）の整備などは、ほぼ100%に近い完成率を達成したが、吉祥寺駅北口広場の完成、武蔵境駅北口再開発計画、南北交通網の整備、道路の拡張（特に大型消防車の通行にさえ、差しかえる道が多い）などが遅れている。こういった都市基盤を充実させていくためには、都市計画道路、区画道路、公園などの整備を推進していかなければならない。さらに、大型災害の際に危険な建物の撤去・改造を進める必要がある。

第8点は、より積極的な用地確保の必要性である。

武蔵野市は東京23区に隣接して、地価の高騰著しい地域である。駅前開発などの都市基盤の整備、公共サービスのための施設や文化施設、体育施設の充実をめざすといっても、それは用地の確保ができるかどうかにかかっている場合が非常に多い。したがって、今までよりいっそう弾力的かつ機動的に公共用地の取得あるいは確保に向けて積極的な努力を行っていく。

第9点は、第二期長期計画の5つの優先事業のひとつとして取りあげられていた「中央文化ゾーン」構想の再検討である。

「中央文化ゾーン」構想は、旧市庁舎跡地から市立中央図書館に至る一画に市立の文化施設を集中していくことを計画したものであった。この計画の一部は、旧市庁舎跡地の市民文化会館の建設、旧西庁舎の中央コミュニティセンターへの転用によって実現した。また、中央図書館は将来、現在地において改築、拡充するものと予定しておきたい。しかし、残る総合教育センターをこの「中央文化ゾーン」内に建設するためには、都立福祉作業所・授産場を移転することが前提となるが、この都立施設の移転については早急にめどをつけることがきわめて困難である。

そこで総合教育センターについては、その必要性および内容とともにその立地点についても再検討していくことにする。

第10点は、既存施設の効率的運用の必要性である。

市庁舎の完成、市民文化会館と芸能劇場を核とする文化施設の建設、クリーンセンターの建設、市民会館（武蔵境）の改築、ここ4年間におけるコミュニティセンターの増設（3か所）などをみても、市政や市民活動の活発な展開に必要な施設は、後述の重点事業のものづくりや、個別項目のなかに含まれているものを除いて、一通り出そろったものと考えられる。そこで今後は、施設の建設は抑制基調とし、むしろ既存の施設を効率的に活用すること、その中身を充実させていくことに努めていくことにする。

施設の活用の方法はいくつか考えられるが、現在最も重視すべきことは、各種施設を組み合わせるネットワークを形成し、有機的な運営によって利用性をたかめることである。特にコミュニティセンターと専門館の連携を強め、専門館が各コミュニティセンターを支援する態勢が必要である。そのために必要な投資は積極的に行う。

最後に、第二期長期計画との関連で2つのことを補足しておきたい。

その第1は、平和問題への取り組みについてである。すでに「平和・自治・文化の武蔵野」を実現するため、市民平和集会を毎年開催することになっているが、近く設置

を予定している平和問題懇談会および国際交流市民委員会の論議と提言を受けて、市政として取り組もうる適切かつ効果的な方策を実施していくことにしたい。

その第2は、都市のアイデンティティについてである。社会工学研究所の報告^注『21世紀の三多摩と武蔵野市』によると、今後の多摩地域の各都市の成長は著しく、これにともなって武蔵野市の相対的な地盤沈下が懸念されるのである。多摩地域の今後は都市間の大いなる競争の時代になるのであって、武蔵野市がこれまで享受してきた恵まれた地理的条件等は急速に失われつつある。

武蔵野市が“福祉と文教のまち”という評価を獲得してこられたのは、その豊かさのおかげであった。だとすれば、この豊かさを持続していくことは、市政の基本方針でなければならない。そして、この豊かさを持続していくためには、武蔵野市がもつ利点を徹底的に活用して、都市のアイデンティティをつねに新たに創造していかなければならない。

武蔵野市の過去の基本構想・長期計画の歴史は、すべて武蔵野市のアイデンティティの模索と構想の歴史であったといえるけれども、この調整計画においてはこの点を再認識することが特に重要になっている。

<注> 『21世紀の三多摩と武蔵野市』

武蔵野市が、第一次調整計画策定の基礎資料とするため、21世紀の初頭にかけて予想される武蔵野市および周辺地域の変化を総合的に展望し、武蔵野市の将来を予測するため、昭和59年4月に（株）社会工学研究所に調査委託し、12月に報告書が提出された。

第 3 章 重点事業

1. ものづくり

(1) 吉祥寺駅北口広場の完成

第一期長期計画において、すでにその重要性が指摘されており、吉祥寺駅周辺再開発計画の重要なポイントである。昭和 39 年に計画決定がなされ、同 41 年に建設省の承認を受け、7 年間の継続事業として始められたが、主として用地取得その他の困難から完成せず、4 度にわたって期間を延長し、現在に至っている。

しかし、今回は都市基盤の整備の観点から、延長期限の 61 年度内には是非これを完成させることを期したい。

(2) 武蔵境駅北口再開発計画の実施

第二期長期計画では、武蔵境圏の整備方針として、「国際色豊かな青年学生のまち」の性格をつくり出していくために、中央線連続立体交差化による南北の一体化、農林水産省食糧倉庫跡地等への公共施設の誘致などを検討していくとしている。この方針は変わらないが、これらも武蔵境駅北口再開発計画の決定と実施が前提となっている。

ところで、この武蔵境駅北口再開発計画はいまだに決定していない。武蔵境駅北口再開発計画は第二期長期計画の優先事業のひとつにあげられており、市案を提示、地元関係者と協議を続行中である。市内で残された大規模な駅周辺再開発計画であるうえ、中央線三鷹・立川間連続立体交差化事業計画も進められつつあるので、是非とも早期の結論に達したい。

(3) 総合体育館の建設

日々の仕事におわれ、また仕事の性質上、体を動かす機会の少ない都市生活者にとってスポーツは不可欠である。

週休 2 日制の普及等により余暇時間が増大している今日、こうした余暇時間を

スポーツに向けるのも都市生活者にとって意義の大きいところである。

屋内運動施設としてコミュニティセンターの体育室や民間の体育施設があるが、市民が気軽にスポーツを楽しめる施設はまだ不足しており、施設の増設が望まれる。総合体育館は、市民スポーツの振興をはかり、市民の健康増進に資するとともに、施設不足を解消するうえからも市民スポーツの拠点として不可欠の施設である。従来から建設が望まれていたが、建設予定地の関係から遅れていた。このたび、クリーンセンター建設にともない、クリーンセンターの余熱利用の一環として、都立保育園の移転等の問題はあるが、市営総合グラウンドに隣接して早期建設を行いたい。

(4) 保健センターの建設

高齢化社会を迎え、国民の健康問題がクローズアップされ、老人健康診査をはじめとし、成人健康診査、健康増進等各種の保健サービス事業の充実が要望されている今日、保健行政と福祉行政の両面から是非とも必要な施設である。

このセンターの施設内容、これが提供するサービス内容の細目については、目下庁内のプロジェクトチームで検討が続けられているが、大枠としては、すでに専門家会議の答申が示しているように、健康教育、健康相談・指導、健康診査、臨床検査、健康増進、機能訓練、保健情報等の各部門を設けることを予定している。

用地をどこにするか、管理運営を直営とするか民営とするか、機能訓練施設について障害者福祉センターとの関係をどうするか、健康増進のための運動施設まで独自にそなえるかなどが、今後の検討課題となる。特に用地の選定は緊急を要する。

2. しくみづくり

(1) 防災態勢づくり

防災市民委員会の提言を受け武蔵野市民防災計画が策定され、これに従って、各種防災調査が実施され、市民サイドで防災意識の啓発が進められ、コミュニテ

ィセンターなどを中心にして防災訓練も行われている。行政による防災対策には限界があるので、今後とも、あくまでも市民みずからの防災意識の向上と防災準備の充実を中心にしていかなければならない。

しかしながら、市政としては防災備蓄と防災協力の拡大に努めるとともに、前記の市民防災計画も「日ごろの安全点検調査と制度づくり」の1項としてあげているように、これからは行政の態勢づくりを急がなければならない。防災活動は行政の各分野にまたがるので、防災対策プロジェクトチームを設置して、庁内の有機的な連携をはかる総合的な対策を確立する必要がある。また、各部課の所掌事務に防災に関する1項を明記し、職員の災害時の出動や連絡態勢を確立していかなければならない。

(2) コミュニティづくり

コミュニティ構想は基本構想の柱であり、コミュニティセンターはあらゆる年齢層の地域生活のよりどころとなるべき施設である。そこで第二期基本構想は、「コミュニティセンターづくりからコミュニティづくりに進もう」という目標を示した。これについては、コミュニティ市民委員会から詳細な提言が出されているので、基本的にはこの提言にそうかたちで、「コミュニティづくり」を進めていくことにする。

まず、コミュニティセンターの建設が完了していない地区について、建設を完了したい。中央北地区については、すでに、中央通り東側（北町側）と中央通り西側（緑町側）にそれぞれ協議会を組織し、小型館を1館ずつ建設することの可否を、地域住民に問いかけたので、地域住民の反応をみながら対処していくことにする。桜堤地区と境地区については、両地区を統合した協議会を組織し、両地区の接点に大型館を建設することを原案として、地域住民の意向を打診していきたい。吉祥寺西地区については、地域住民のもりあがりをまちたい。なお、これら新設館の企画にあたっては、自由利用空間の拡大に配慮することを望みたい。

コミュニティセンターをかなめとするコミュニティ形成活動を活発にしていく観点から、コミュニティセンターに対する管理運営補助金のあり方について、再

検討していきたい。ただし、この点についてはコミュニティセンターごとに、種々事情を異にする点が多いので、各コミュニティ協議会の関係者とも十分協議しながら具体案をにつめていくことにする。

コミュニティ形成活動は、コミュニティ側の努力に対して市がどのように対応するかでその成否がきまるものが少なくない。したがって、各協議会はずから企画したコミュニティ形成活動に対して市の積極的な協力を要請していくべきであるが、市の側もコミュニティ側の熱意に応じて、その活動に協力できるような態勢を整えなければならない。それには、図書館、児童館、保健センターなどの専門館や青少年活動の組織と、コミュニティセンターとの連携方策について検討をにつめていく必要がある。

(3) 青少年活動の組織づくり

生涯教育の一環としての社会教育活動の充実、なかでも青少年の健全育成のための社会教育活動の充実が、今日的な課題であることはいうまでもない。そして、この課題を解決するための一方策として、青少年の野外活動の組織づくりが要求されてくる。このため、青少年活動にともなう指導者の養成、確保、登用の問題が、近ごろとみにクローズアップされてきている。指導者に適当な人材をえることによって、青少年活動の飛躍的な活性化がはかられることは周知の事実である。市内在住者のうちから意欲ある人材を募り、研修を行い、健全な青少年活動のよき指導者を確保し、適材を適所に派遣するための組織づくりを行いたい。

青少年の余暇の善用、健全育成の素地を培い、“強く、なかよく”活動できるための方式を確立する。そのためコミュニティセンター、青少協地区委員会、学校、PTA、その他専門館との連携をも強化する。

(4) 基金づくり

すでに、文化事業団について基金を設置したが、今後は公私協働で進めることがふさわしい分野について、自発的に拠出される民間資金をも組み入れることのできるような各種の基金を創設し、市民参加のもとにこれを行政からある程度独

立して運用することを通して、柔軟で効率的な事業効果をあげていく方策を推進したい。

具体的には、民間緑化を推進する方策として緑化市民委員会から提言されていた緑化基金の創設、福祉公社の基盤安定のために構想されてきた老後保障基金の創設を行う。

そのほか、青少年野外活動基金、国際交流基金、市民社会福祉協議会基金の創設についても検討していくことにする。